

医薬発0606第1号
令和6年6月6日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \\ \text{地方厚生（支）局長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

電子処方箋保存サービスの利用について

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。）第24条第2項第5号及び6号並びに同法第35条第2項に基づき、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）による、薬局の開設者からの委託を受けて行う当該薬局で調剤済みとなった処方箋を保管する業務について、本年6月6日より利用申請の受付を開始することとなりました。

上記施策の趣旨及び内容は下記のとおりであり、別添資料等も活用いただき、貴管内の薬局、関係団体、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

第1 本施策の趣旨

医療介護総合確保法第12条の2の規定に基づき交付された電子処方箋により調剤する場合、薬局の薬剤師は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下「安全管理ガイドライン」という。）に基づき、当該電子処方箋に電子署名を付与し、電子処方箋管理サービスに調剤結果を送付するとともに、電子処方箋管理サービスから返却されるタイムスタンプが付与された「調剤済み電子処方箋」について、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第27条及び安全管理ガイドラインに基づき、適切に管理・保存することとされている。

この調剤済み電子処方箋について、支払基金等は、医療介護総合確保法第 24 条第 2 項第 5 号及び 6 号並びに同法第 35 条第 2 項に基づき、薬局の開設者からの委託を受けて、電子処方箋管理サービスを用いて保管する業務（以下「電子処方箋保存サービス」という。）を行うこととされている。これにより、薬局における調剤済み電子処方箋の管理・保存の負担が軽減されることとなる。

第 2 電子処方箋保存サービスの利用について

電子処方箋保存サービスを利用する薬局（以下「サービス利用薬局」という。）は、支払基金等が定める調剤済み処方箋の保存サービス利用規約に同意する必要がある。

（１）保存対象

薬局で調剤済みとなった処方箋（医療介護総合確保法第 12 条の 2 第 2 項の規定により提供されたものに限る。）及び医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 22 条第 1 項又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 21 条第 1 項の規定により交付され、薬局で調剤済みとなった処方箋に係る電磁的記録を保存対象とする。

なお、医師法第 22 条第 1 項又は歯科医師法第 21 条第 1 項の規定により交付され、調剤済みとなった処方箋は当該薬局において保存すること。

（２）利用期間

各月の 20 日までに利用申請（利用規約に同意し、支払基金等に対して利用の意思を示すことをいう。以下同じ。）が行われた場合は翌月 1 日から、21 日までに利用申請が行われた場合は翌々月 1 日から、1 年間を利用期間とする。利用期間が満了する月の 20 日までに解約申請を行わない場合、利用期間は自動的に 1 年間更新されるものとする。

（３）保存期間

薬局において調剤された日から 5 年とする。その後 3 か月の猶予期間を経過した時点で、保存対象の調剤済み処方箋及び電磁的記録は、自動的に電子処方箋管理サービスから削除する。そのため、当該期間を超えて保存対象の調剤済み処方箋及び電磁的記録を活用するサービス利用薬局は、必要に応じて削除前に調剤済み処方箋をダウンロードして取得すること。

（４）利用料

電子処方箋保存サービスに係る手数料の額は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年 3 月 25 日

政令第 66 号) に基づき、当該サービスの委託に係る薬局一施設ごとに年額 2,500 円とする。

利用料は、サービス利用薬局に支払われる社会保険分の調剤報酬支払額から控除する。

第 3 その他

本通知については、現時点の電子処方箋保存サービスの利用について整理したものであり、詳細及び最新の情報については、調剤済み処方箋の保存サービス利用規約等を参照すること。

電子処方箋保存サービスに係る照会は、オンライン資格確認等コールセンターへ行うこと。

電子処方箋保存サービスの利用申請及び解約申請については、医療機関等向け総合ポータルサイトから行うこと。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011351

調剤済み処方箋の保存サービスについて

- 薬局が電子処方箋により調剤を行った場合、調剤結果を作成して電子署名をしたうえで、電子処方箋管理サービスに登録します。その後、電子処方箋管理サービスから薬局にタイムスタンプを付与したデータを返し、当該データを薬局で保管することになっています。
- 本機能は、薬局が、電子処方箋だけでなく紙処方箋のものを含めた調剤結果のデータを5年間電子処方箋管理サービスに保存できる、希望制の有償のサービスです。

本機能のメリット

電子処方箋だけではなく、紙の処方箋に対する調剤結果のデータも保存できる

※処方箋データが登録されていない紙の処方箋の調剤結果も保存できます
※既に調剤した処方箋も、調剤結果登録日から100日以内であれば保管可能です

**保存した電子処方箋の調剤結果データは原本として扱うことができ、
監査等の際に取り出すことも可能**

サービス利用料は実費を加味し、2,500円/年と安価

※サービス利用料は、年に1回、社会保険分の調剤報酬支払額から控除される予定です

災害時等においても、クラウド上で対策を実施しており、
データの紛失のリスクが低い

利用申請方法

利用申請は医療機関等向け総合ポータルサイトから受け付けます。



▼利用申請はこちら

[調剤済み処方箋の保存サービスの利用申請](#)

調剤済み処方箋の保存サービスについて

- 調剤済み処方箋の保存サービスの利用にあたっては、薬局から医療機関等向け総合ポータルサイトで利用申請を行っていただきます。
- 保存開始日以降に保管登録があった調剤済み処方箋が、調剤年月日から5年間保存されます。5年の保存期間中であれば、いつでも取得することができます。

